

秋田県後期高齢者医療広域連合職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月30日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合訓令第1号

秋田県後期高齢者医療広域連合職員服務規程の一部を改正する訓令

秋田県後期高齢者医療広域連合職員服務規程（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第18条に次の1項を加える。

- 3 新たに職員となった者は、職務を行うに当たって、様式第3号による宣誓書に署名して、広域連合長へ提出しなければならない。ただし、派遣職員を除く。

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号（第18条関係）

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名 ⑩

附 則

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。